

鹿児島市立美術館喫茶コーナー入居者募集要項

鹿児島市立美術館喫茶コーナーの入居予定者を次のとおり募集する。

1 入居場所の概要

(1) 所在地

鹿児島市城山町4番36号

鹿児島市立美術館1階

(2) 床面積

46.63m²（厨房及び客席を含む。）

(3) 客席数

約16席

(4) 附属設備及び貸与備品

厨房機器等一式（別紙1のとおり）

(5) 施設の平面図及び喫茶コーナー位置図（別紙2のとおり）

2 申込者の資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 鹿児島市内に居住する個人又は主たる事務所（本社）を有する法人であること。
- (2) 軽食及び喫茶類を提供している喫茶店若しくは飲食店又はこれと同等の施設をこの告示の日前3年以上営業していること。
- (3) 代表者（法人にあっては、法人及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統治下にある団体に該当しない者であること。
- (4) 代表者（法人にあっては、法人及び役員）が、この告示の日前3年間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）による行政処分を受けていないこと。
- (5) 納期の到来している市税（特例猶予の適用を受けているものを除く。）を完納していること。
- (6) 営業面において、施設の公共性を踏まえ、衛生、防災、利用者に対する適切なサービスの提供等店舗の管理運営について十分に対応できる責任者を配置できること。

3 入居条件

(1) 営業開始予定日

令和8年4月1日（水）

(2) 営業日及び使用時間

営業日については、原則、鹿児島市立美術館の開館日とし、使用時間は準備や片付けを含め、開館時間内とする。また、原則として開館日には必ず営業体制がとれるよ

うにすること。

※開館時間：午前9時30分から午後6時（入館は午後5時30分まで）

休業日：月曜日（祝日の場合はその翌平日）、12月29日～1月1日

なお、施設が大規模工事や災害、感染症の影響等により休館する場合は、営業ができない見込みとなる。

(3) 入居期間

許可日から当該許可日の属する年度の3月31日までとする。

ただし、当該期間の経過後は、1年以内において期間を更新できるものとし、その後も同様とする。また、更新を受けようとする場合は、許可期間満了の3ヶ月前までに書面により申請すること。

(4) 使用料

①月額使用料 42,347円

②鹿児島市行政財産の目的外使用料条例（昭和42年条例第40号）第2条第2項の規定に基づき、毎月の末日までにその月分を納付すること。

③使用料は、鹿児島市の算出基準に基づき、年度毎に決定するものとする。

(5) 留意事項

①営業開始日までに営業許可申請等必要な手続きを完了すること。

②附属設備及び貸与備品以外に営業に必要な備品等については、入居者の負担により準備すること。

③附属設備及び貸与備品について、故障や不具合が発生した場合は、入居者の負担により対応すること。

④油脂分離槽の維持管理（グリース等の処分を含む）は、入居者の負担により関係法令に基づき適正に行うこと。

⑤食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理等を徹底すること。

⑥営業に際して、新たに従業員を雇用する場合は、鹿児島市内居住者の雇用に配慮すること。

⑦光熱水費、消耗品費その他営業に係る経費については、すべて入居者の負担とする。
(電気・水道代は毎月実績を基に市へ支払)

⑧提供品目は、軽食及び喫茶類とし、具体的な品目及び料金については、本市に事前に提示し、本市が必要と認める場合は協議に応じなければならない。なお、アルコール類の販売は禁止する。

⑨電気以外の熱源の使用は認めない。

⑩自動販売機（自動券売機は除く。）の設置は認めない。

⑪申込内容のとおり営業されているか、隨時に報告を求めることがある。

⑫その他使用許可に際しての条件を遵守すること。

4 申込手続

(1) 資格要件審査書類

次の①から⑧までを各1部提出すること。

- ①鹿児島市立美術館喫茶コーナー入居申込書（様式1）
- ②商業登記簿謄本（写し）（個人の場合は不要。3か月以内に発行されたもの）
- ③定款（個人の場合は不要）
- ④食品衛生法に基づく営業許可書（写し）
- ⑤この告示日前3年間に食品衛生法による行政処分を受けていないことの証明書（複数の店舗を経営している場合は、鹿児島県内において営業実績のある全ての店舗が所在する市町村の保健所で発行された証明書）
- ⑥納税証明書（この告示の日以降に発行された市税に滞納がないことの証明書。ただし、特例猶予の適用を受けている場合は、特例猶予の適用を証する書類。写しでも可。この告示の日以降に発行されたもの）
- ⑦印鑑証明書（個人の場合は印鑑登録証明書。3か月以内に発行されたもの）
- ⑧代表者の身分証明書（市で発行された証明書。個人の場合のみ）

(2) 事業内容審査書類

正本及び副本として、次の①から③を各8部提出すること。

- ①経営実績等状況調査表（様式2）
- ②事業計画書（様式3）
 - ア 店舗のコンセプト等（「基本コンセプト」に加えて、「衛生・安全面（新型コロナウイルス感染症等の感染対策を含む）」、「接遇・利用者サービス面」、「館との連携」について記載すること）
 - イ 営業開始までのスケジュール
 - ウ 店舗のイメージ図（厨房スペースを含むものとし、座席数及びテーブル数もわかるようにすること）※A4サイズカラー
 - エ 従業員配置計画
 - オ サンプルメニュー表（A4サイズで写真及び価格付きのものとし、館内の軽食喫茶コーナーという位置づけでイメージしているものがあれば、その考え方につれること）※カラー
 - カ 入居にかかる費用（内訳を含む）及びその資金計画
 - キ 広報・宣伝計画
 - ク 令和8年度から10年度までの年度ごとの利用者数（見込み）
 - ケ 令和8年度から10年度までの年度ごとの収支計画
- ③直近の決算書（法人にあっては、財務諸表、個人にあっては、確定申告書又はそれに準ずるもの）

(3) 受付期間

令和8年2月4日（水）から同月18日（水）まで（月曜日を除く。）

(4) 受付時間

午前9時30分から午後6時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(5) 提出方法

直接持参

(6) 申込書等の交付場所及び提出先

鹿児島市城山町4番36号
鹿児島市立美術館（1階事務室）
電話 099-224-3400（直通）

5 喫茶コーナーの見学について

喫茶コーナーの見学を希望する場合は、事前に電話により希望の日時を鹿児島市立美術館に連絡すること。

6 質問書の受付及び回答

(1) 質問方法

募集に関する質問については、質問書（様式4）に質問事項を記載し、電子メールで送信すること。なお、電話及び窓口での質問には応じない。

(2) 受付期間及び受付時間

令和8年2月4日（水）から同月10日（火）午後6時まで

(3) 受付電子メールアドレス

bijutu@city.kagoshima.lg.jp

(4) 回答

令和8年2月13日（金）までに、質問の内容及び回答（質問者の名称等を除く。）をとりまとめて本市ホームページに掲載する。

(5) 質問書の記載内容の確認

質問書の内容に疑義が生じた場合は、鹿児島市から質問者へ電話で問い合わせをする場合がある。

7 入居予定者の選定

- (1) 提出された書類をもとに、鹿児島市立美術館喫茶コーナー入居者選定委員会において審査し、選定する。なお、必要に応じ、申込者に対するヒアリングを実施することがある。
- (2) 応募期間経過後、速やかに選定し、各申込者にその結果を通知する。
- (3) 選定結果に対する異議は認めない。

8 その他

- (1) 提出書類の作成、提出等に要する費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出書類等は返却しないものとする。